

第2回「次世代送配電システム制度検討会 第2ワーキンググループ」

開催日：平成22年9月8日（水）

経済産業省別館10階1020会議室

議題

全量買取制度の大枠について（報告）

買取費用の回収スキーム等に関する技術的論点について

○山下課長

定刻になりましたので、ただいまから、第2回「次世代送配電システム制度検討会ワーキング2」を開催させていただきます。

本日は、大日方委員が所用のため御欠席になっております。

また、きょうは3名のオブザーバーに出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

東京電力執行役員電力契約部長の鈴木様。

関西電力企画室長の月山様。

株式会社エネット取締役営業本部長の遠藤様。

以上、3名の皆様でございます。よろしく願いいたします。

それでは、以降の議事進行は金本座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○金本座長

大雨の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。きょうも引き続きまして、活発な御議論をお願いいたします。まず、事務局のほうから資料の御確認をお願いいたします。

○山下課長

資料の一番上のほうに、配付資料一覧というふうに出ておりますが、そこに資料1として議事次第、資料2として委員名簿、資料3—1、3—2、3—3と、それから資料4として買取費用の回収スキーム等に関する技術的論点について、資料5として

検討スケジュール、さらに参考資料を含めまして、全体で8つの資料が準備されていると思います。もしも不足がございましたら、お知らせいただければと思います。

○金本座長

それでは、きょうの議題の趣旨につきまして、まず、山下課長から御説明をお願いいたします。

○山下課長

資料1のほうで議事次第がありますが、まず、全量買取制度の大枠というのが7月23日に取りまとめられておりますので、それについて御報告をさせていただきます。その後、買取費用の回収スキーム等に関する技術的論点ということで御説明させていただこうと思っております。前回、再生可能エネルギーの買取に関する技術的論点ということで、第1回目をやっておりますが、きょうは其中で、買取費用の回収スキームの技術的論点ということで、電気料金制度上の取り扱い、買取費用の精算方法、それから地域間調整、これらについて御議論をいただきたいと思っております。

○金本座長

引き続きまして山下課長のほうから、資料3～4について御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

○山下課長

まず、資料3～2で御説明させていただければと思います。「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に当たってということで、7月23日に取りまとめられたものでございます。

背景といたしましては、「再生可能エネルギーとは、非化石エネルギー源であって永続的に用いることができるものの総称」ということで、①太陽光や風力、水力、地熱、バイオマス等の実用化されているもの、②潮力や波力、海洋温度差など研究開発段階のものがある。再生可能エネルギーは、「地球温暖化対策」、「エネルギーセキュリティの向上」、「環境関連産業育成」の観点から、導入拡大が重要である。固定価格買取制度は、電気事業者が一定の価格、期間、条件で再生可能エネルギー由来の電気を調達することを義務づける制度である。経済産業省においては昨年11月にプロジェクトチームを設けて、再生可能エネルギーの全量買取制度について検討を行ってまいりまして、それが7月23日に取りまとめられたということでございます。

基本的考え方ですが、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入で、再生可能エネ

ルギーの需要の創出を図って、これを我が国の経済成長につなげていく。制度の設計に当たっては、「再生可能エネルギーの導入の拡大」、「国民負担」、「系統安定化対策」の3つのバランスが重要である。国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めることが基本方針となっております。

導入量等の見通しと経済効果ということで試算をしておりますが、本制度で再生可能エネルギーの導入量は約3,200万～3,500万kW程度増加。さらに規制緩和や技術革新、再生可能エネルギーの熱利用の拡大を進めて、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%を達することを目指す。CO₂は約2,400万～2,900万トン程度削減する。導入拡大を通じた市場拡大効果によって、2020年までに再生可能エネルギー関連市場10兆円を目指す。標準家庭の負担額というのは、月額約150～200円程度。系統安定化対策に要する追加投資額は、今後の技術開発動向や出力抑制・蓄電池設置のバランスにより、約2千億～1兆数千億円／年程度の幅が見込まれるということでございます。

次に、制度の大枠ということで、まず、買取対象ですが、実用化されているすべての再生可能エネルギーを対象として、全量を買取することを基本とする。太陽光発電につきましては、メガソーラーのような発電事業用まで拡大。それから、風力発電、中小水力発電、地熱発電、バイオマス発電。また、住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブの向上等の観点から、例外的に余剰買取とすることを基本とする。それから、新たな導入を促進するために、新設を対象とすることを基本とする。既設の設備については価格等に差をつけて買取するなど、何らかの措置を講ずる。

それから、買取価格、買取期間についてですが、買取価格・期間は、下記の太陽光発電等を除いたものについては、以下の観点から15～20円/kWh程度、15～20年程度を基本として、一律の買取価格・期間とする。買取価格は標準的な再生可能エネルギー設備の導入が経済的に成り立つ水準、かつ、国際的にも遜色ない水準とする。買取期間は設備の減価償却期間等を参考にして設定する。エネルギー間の競争による発電コスト低減を促す。今後価格の低減が期待される太陽光発電等については、価格低減を早期に実現するためには、当初は高い買取価格を設定し、段階的に引き下げ、買取期間は10年とする。

費用負担についてですが、本制度で電力部門のエネルギー自給率の向上とグリーン

化が進展するということや、買取費用の回収にかかる制度を安定的に実施していくという観点から、諸外国の例も踏まえて電気料金に上乗せする方式を基本とする。買取対象を拡大するに当たって、地域間の負担の公平性を保つため、地域間調整を行うことを基本とする。すべての需要家が公平に負担する観点から、電気の使用量に応じて負担する方式を基本とする。

また、電力システムの安定化対策ですが、系統安定化対策については、電力需要が特に小さい日などに備えて、将来的に、蓄電池の設置や太陽光発電等の出力抑制を行うなど、国民負担を最小化しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を可能とするような最適な方策を、今後検討していく。将来的な系統安定化に関する技術開発動向や、実際の系統への影響等を見据えつつ、必要に応じて制度の見直しを検討するというところでございます。

その他といたしまして、再生可能エネルギー設備の設置に関して、諸規制の適切な見直しや、公正で透明な電力システムの運用の確保など、その導入のための環境整備も重要である。また、再生可能エネルギーの導入量等を注視しながら、3～5年後を目安として、必要に応じて機動的に制度を見直す。

以上が制度の大枠でございます。

続きまして、本日御議論いただきたい点でございますが、資料4を使って御説明させていただきます。

まず、議論すべき課題につきましては、先ほど申し上げましたが、電気料金制度上の取り扱い、買取費用の精算方法、地域間調整があります。ただし電気料金制度の取り扱いに関して、他律的内容に基づくコストの取り扱いについては次回の論点とさせていただきます。

初めに資料の2ページ、買取費用の負担に関する基本的な考え方というのは、先ほど御説明したことの繰り返しになりますので、ここは省略させていただきます。

3ページ、「2. 電気料金制度上の取り扱い」でございますが、上2つの「○」は今の話の繰り返しですので、3番目をごらんください。負担の公平性を確保する観点からは、確実に買取費用を回収することが必要であり、このためには、例えば電気事業者に買取費用を回収するための請求権を付与するとともに、規制小売分野については、供給約款に買取費用の負担を「再生可能エネルギー促進付加金」として、電気事業法における「料金その他の供給条件」の一部として位置づけることが必要ではないだろ

うか、と。

また、自由化分野におけるサーチャージについても、電気の供給の対価を構成する要素として、電気の本体料金と一体的なものとして位置づけて、規制小売分野と同様の取り扱いを確保していくことが必要不可欠ではないか。具体的には、一般電気事業者・PPSともに、すべての需要家に対して、それぞれ電力需給契約において負担を求めるとともに、最終保障約款にサーチャージを位置づけることが必要ではないだろうかということでございます。これが、まず1つ目でございます。

2つ目の論点といたしまして費用回収、買取費用の回収タイミングということでございます。まず、4ページにあります3-1ですが、これは現行制度の費用の回収時期について示したものでございます。現行制度は1年分（暦年：1-12月）の買取費用を確定した上で、翌年度（翌年4月-翌々年3月）に回収する事後回収方式となっております。全量買取制度においては、買取対象が大幅に拡大することに加えて、一般電気事業者以外の事業者も買取を行うことが想定されます。そのため、回収のタイミング等のスキームについて見直しを行う場合も含め、選択肢を整理することが必要ではないか、と。現行制度は、実績に応じた回収を行うことに加えて、経済危機対策という位置づけがあったものですから、可能な限り前倒しして買取を開始したということの一方で、一般電気事業者が回収側のシステム——これは7,000万件と聞いていますが、そのシステム改修の準備を行うためには、やはりある程度の時間が必要だということ、回収にタイムラグが生じているということでございます。

次に3-2で、案の1として、現行制度と同様の事後回収方式だとするとどうかということでございます。これは現行制度との連続性ということを重視するならば、合理的な制度だというふうに言うことができると思います。ただし一方で、回収したサーチャージを、地域間調整を経て精算するということになりますので、買い取った電気のサーチャージ額を電気事業者が最終的に回収するには、買取からおよそ1年半程度の時間が必要ということでありまして、その間は、事業者がその負担を肩がわりするということになります。そうしますと、相対的に財務基盤が余り強くないPPSのうち、電源に占める再生可能エネルギーの買取比率が高い事業者ほど、その買取量がふえることになりますので、負担が重くなるという結果になってしまうということでございます。サーチャージ単価の決定に際しては、買取費用については実績が確定していますが、総需要電力量は見込みで設定することになります。このため、実際の回

回収総額というのは、回収すべき買取総額と多少のずれが生じることが考えられまして、差額分については事後的に調整する必要があるということでございます。

6 ページに、今度は3—2といたしまして、同時回収方式ということで、買取と回収をあわせていくということでございます。こちらは、買い取られた電力というのは、同時に需要家に供給されるので、本来的には、回収についても買取と並行して実施することが適切ではないかというふうに考えている次第でございます。サーチャージ単価については、総需要電力量に加えて、買取電力量についても見込みで設定する必要があります。このため、その買取電力量の見込みについては、実績をベースに、発電事業者の事業計画や太陽光パネルメーカーの販売見込み、一般電気事業者の電力供給計画など、さまざまなデータを踏まえて、買取小委の審議を経て、国が行うことが一つの案ではないかということでございます。実際の回収総額というのは、回収すべき買取総額と多少のずれが生じることが考えられますので、差額分については事後的に調整する必要があるものと考えております。なお、そうすると制度開始当初は、現行制度のサーチャージと、この新制度のサーチャージが併存してしまうということで、一時的な負担が大きくなってしまう可能性があるということでございます。

この、案の1と案の2について、7 ページで、そのメリット・デメリットということで整理してございます。これは今申し上げたことの繰り返しですが、事後回収方式は、現行制度との整合性が高い。また、買取費用の実績を確定した上でサーチャージ単価を設定できるということがメリットでございます。ただ、一方で、デメリット・課題といたしまして、買取から精算までの期間が1年半程度にわたってしまう。それから、サーチャージ単価を設定するときに、いずれにしても総需要電力量は見込みで設定するので、回収すべき買取総額との間にはずれが生じてしまうことになります。

一方、同時回収方式のメリット・デメリットでございますが、同時回収方式のメリットというのは、買い取った電気は同時に需要家向けに供給されるので、その対価として同時並行的に回収を行うのが自然なのではないか。また、比較的短期にサーチャージの精算が完了するので、事業者に対する負担が小さくなるということでございます。デメリットといたしましては、制度導入当初に、現行制度での回収が併存するというので、需要家の御理解が得られるかどうかということでございます。それから、サーチャージ単価については、需要電力量に加えて買取費用のほうも見込みで設定する必要があるということでございます。

以上が大きな2番目の論点でございます。

それから、3番目の論点は地域間調整ということで、8ページ、4-1でございます。これは大枠において、地域間調整を行うことが基本というふうにされております。参考として9ページに示しておりますが、全量買取制度の開始に伴い、比較的導入予想量が大きく、また、地域の特性に応じて相対的な導入量に偏りが生じる電源として、太陽光発電に加えて風力発電が挙げられますので、それをもとに、一定の仮定のもとで試算を行ったのが、この参考の試算でございます。その結果としましては、太陽光発電では、最大と最小で、地域間で6倍、風力発電では18倍の負担格差が生じるものというふうに試算しております。

続きまして10ページ、4-2でございます。現行制度における買取費用の回収スキームということで、現行制度の状況を示しております。ここでは、まず地域ごとに、現行制度でのサーチャージ単価について、A電力とB電力の例で、イメージとして書いておりますが、10銭と7銭という違いが出てきています。PPSは、直接の買取義務者ではなくて、一般電気事業者に代行して手続きを行うことになっているという点、それからPPSと電力との間で託送スキームを活用した形での回収になっているということでございます。

これは現行制度の例ですが、4-3で、まず、地域間調整を具体的にどういうふうに行うのかということの、案の1でございます。電気事業者間で精算する場合、どうなるかというのが11ページの、この4-3の絵でございます。これは、各電気事業者はすべての需要家からサーチャージを回収する。その後、PPS分については託送スキームを利用することで、一般電気事業者がサーチャージを集約する。そして、一般電気事業者及び特定電気事業者が、他の電気事業者の買取実績に応じてサーチャージを配分、精算するというところでございます。この絵を見ていただければわかりますように、非常に煩雑な流れになっております。この絵の中で、3つ囲ってございますが、再生可能エネルギーの買取事業者が多く、精算業務が煩雑化することで、事業者の事務負担が増大する。また、どの事業者間で精算をすればよいか明瞭でない。それから、精算業務を行う調整機関等が存在しない場合でも、いずれにしても各事業者の買取額や販売電力量のチェックをしなければいけませんので、そういう意味では行政の関与が必要なのではないか。また、仮にある企業が廃業などで不払いになってしまったときに、特定の事業者のみが信用リスクを負う形になってしまうという点が挙げら

れるかと思えます。

12 ページに案の 2 を示しておりますが、これは調整機関経由で精算するというものです。調整機関と申し上げておりますが、別に何か複雑な調整をするわけではなくて、お金の出し入れをするという機関であって、ネーミングにはちょっと課題があるかと思えますが、これにより地域間調整を行う場合ということです。買取側といたしましては、買取を行う電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者及び P P S）は、毎月、その買取実績を報告します。回収側として電気事業者は、すべての需要家からサーチャージを回収します。並行して調整機関に対して、みずからの販売電力量に応じてサーチャージ相当額を支払います。そして調整機関は、買取実績に応じて買取費用相当額を精算給付するということをございます。

次に 13 ページの 4—5 をごらんください。調整機関があれば、P P S の回収したサーチャージの調整は可能で、もう一つの考え方としては、電力の託送スキームを使って、P P S はお金を支払うという考え方も一つにはあるんですが、この調整機関がもしあれば、P P S の回収したサーチャージの調整は、調整機関のほうで可能です。事業者間で精算を行う仕組みを用いると、やはり信用リスクの問題が残ってしまうものですから、P P S は調整機関と直接精算を行うというほうが適切ではないかということを示させていただいたものでございます。

14 ページに、地域間調整の手法、案の 1、案の 2 について、メリット・デメリットを、同様に示させていただきました。繰り返しになりますが、電気事業者間で精算する場合のメリットとしては、電気事業者間で調整機関を介在させることなしに精算が可能である。デメリットとしては、関係者の数が多くなって、非常に煩雑である。また、精算に当たっての信用リスクを平準化できない。それから、事業者間でやりとりする金銭の位置づけの明確化が必要である。いずれにしても、別途行政が買取費用の確認などを行う必要がある。

一方、第三者機関（調整機関）をつくる場合のメリットとしては、収支の流れが明確になる。また、特電・P P S を含む多数の事業者間での調整に対応可能である。それから買取費用の確認に関する業務などをあわせて担うことも可能である。デメリット・課題といたしましては、調整機関の法人指定など、そういう形をとらないといけない。また、立ち上げ時を含む事務コストの負担のあり方に関する整理が必要である。それから、調整機関—事業者間でやりとりする金銭の位置づけの明確化が必要である

ということでございます。

最後のページ、15 ページをごらんください。「5. その他のコストの取り扱い」ということですが、全量買取制度の導入に伴い、電気事業者においては買取費用以外にシステム改修や再生可能エネルギー発電設備設置者への払い込みに対する諸経費等の負担の発生が想定されます。これらについては、適正な費用の明確な特定が困難なので、実績費用に基づきサーチャージとして需要家が負担する仕組みではなくて、料金原価に算入することが適当ではないかということでございます。それから2点目には、法人事業税の扱いを書いています。電力会社は法人事業税が収入ベースでかかってくるものですから、このサーチャージ分も法人事業税がかかってくる可能性があるということと、それから地域間調整を行いますので、地域間調整を行う際のお金の出入りについても法人事業税がかかってしまう可能性があるということで、それらについては手当をする必要があるのではないかということでございます。以上でございます。

○金本座長

どうもありがとうございました。それでは、今日の議題について討論をお願いしたいと思います。

○山内委員

意見を言う前に質問があります。7ページの3-2の、回収タイミングの事後と同時のメリット・デメリットの表のところで、同時のほうの一番下、デメリット・課題の2つ目の「・」で、「サーチャージ単価を設定する際、前提となる買取費用、需要電力量を見込みで設定する必要がある。このため実際の回収総額と回収すべき買取総額にはずれが生ずる」と書いてありますけれど、最終的に事務調整すれば、ずれはなくなるということですね。

○山下課長

はい。

○山内委員

これは、一時的にということですね。

○山下課長

はい。

○山内委員

わかりました。

○金本座長

基本的に、調整するということを前提としていいわけですね。

○山下課長

はい。

○金本座長

そのほか、いかがでしょうか。シンプルな問題ではあるけれど、議論して結論を出すということがそぐう問題かどうかというのは若干ありますね。では山内委員、御質問をお願いします。

○山内委員

大きくは買取費用の回収タイミングと、それから最終的な費用の調整というか、その支払いのやり方だと思うんですけど、まず、最初の回収のタイミングについて、私は、やはり案の2のほうですね、同時回収をやるほうが素直というか、いろんな意味で受け入れられやすいのではないかと思います。一つは、時間がずれることによって、いろいろところで、例えば利子分とか、そういった形での費用が発生するというのが事後回収のほうであります。確かに確定してから払うということのほうが、最初から払う額が確定しているわけだけれど、同時回収であっても、先ほど質問させていただいたように、最終的には回収総額と買取総額が一致するような形になるわけですから、その辺のことは余り重要な問題ではないというふうに思います。そういったことを考えると、案の2のほうが、相対的にすぐれているのではないかと思います。確かに1年目だけは二重負担ということがあるかもしれないけれど、現行の余剰買取の部分というのはそれほど大きくない——そういうことを言うと、若干問題があるかもしれませんが、私の感覚からすると、そういうところもあるので、今のそのデメリットはそれほど強調されるべきではないというふうに思います。

それから2番目の、回収スキームのやり方ですけど、さっきの調整機関というものを置くか置かないかというのは、課長の御説明があったように、調整機関というネーミングがいいかどうかという問題はあると思います。私の知っている範囲で同じようなことをやっているものとして、世界の航空業界ではクリアリングハウスというものを置いています。要するに他の航空会社分の航空券を発券したりして生じる貸し借りなどを清算するための同業組合みたいなものですが、そういったたぐいのネーミングのほうがいいと思います。ハブというか、そういったクリアリングハウスみたいな

ものを置いたほうが、圧倒的にやりとりのコストが小さくなるということを考えると、これも案の2のほうの、調整機関経由で精算をするというほうが、すぐれているのではないかというふうに思います。

確かに案の1でも、特に新しい組織を必要としないなど、それなりのメリットがあります。案の2ですと、この機関をどういうふうに位置づけるか、この新しい組織をどういうふうに位置づけるかとか、あるいは、その費用をどういうふうに負担するかとか、そういった問題は確かに残るとは思いますけれど、場合によってはお金が流れていく中で、金利とかそういったところで、そういった費用を負担すれば、ある意味ではパレート改善みたいな形になるというふうに思いますので、これも案の2のほうがいいのではないかというふうに思っています。

多分、老婆心ないし杞憂だと思いますけれど、この手のたぐいで新しい機関ができたときに、その機関が、新しい公的機関として問題だという指摘があるかもしれない。それからもう一つは、本当に杞憂だと思いますけれど、外見的に見て、競争制限的なことにとらえられると問題があるのかなあというふうに思いますので、その辺は最初から明確にされるほうがいいのかなあというふうに思います。

14ページの、1と2のメリットとデメリットのところ、どちらにしても金銭のやりとりの位置づけの明確化というのが重要で、これが必要だと書いてあるんですけど、私の直感からすると、これはやはり第三者機関を置いたほうが、外部的にも説明しやすいのではないかというふうに思います。いろんな法制度とか税制の問題などもあるかもしれないので確定的なことは言えませんが。ただ、直感的に見るとそういう感じがするので、その面からも、この第三者機関、調整機関を置くほうがいいのではないかというふうに思います。

○金本座長

そのほか、何かございますか。意見を言えと言われても困るような問題でもありませんが……。

○林委員

私も山内先生と同じような感覚でありまして、特に4ページ、回収タイミングの話ですけれども、現行制度というのは、お話を伺っていますと、経済危機対策ということで、早急にということもあったということと、また、回収側のシステム改修ということで準備も必要だったということで、そういう2つのことが重なったゆえに、少し

無理にというか、回収と買取がちょっとずれた形になっているんですけど、先ほど山内先生もおっしゃっていましたが、私も専門家ではありませんけれど、案の2の同時回収ということで、買い取ってすぐ回収というのが非常に自然な感じがしています。

ただ、デメリットの中にありましたけれど、制度を変えるということは、やはり国民の皆様にご与える不安など、いろんな意味で影響力は非常に大きいと思います。多分、いろんな方がこれにかかわってくるとお思いますので、その際にはやはり、周知徹底ということ、念入りに、確実にやっていただければと思っています。そういう意味では、対策として、きちっと明確に、どんな対策をするかというような議論が、今度、逆に必要になってくるのではないかと考えています。ですから、幅広く皆さんに広報、周知徹底するということが大変になってくると思っています。

2つ目の地域間調整も、資料の11ページの絵と12ページの絵を見たときに、このお金の流れの矢印を見た段階で、非常に複雑で、素人的に見ても非常に難しい感じをしているということから、やはりクリアにならないといけないと思っています。新しい制度設計ということになったときに、やはりクリアな、だれが見てもわかる、すっきりしている、ということが非常に大事だと思いますし、そういう意味では私も山内先生と同じ意見です。地域間調整ということでは調整機関を置いたほうがいいだろうということです。ただ、調整機関についてはいろいろ言われることもあるかもしれませんが、やはり、その必要性や、それから予算についても、立ち上げ時を含む事務コストの負担のあり方等について書いてあると思いますけれど、これも、どの程度かかって、どの程度の割合かということ、きちっと見せないといけないです。単にコストがかかるというだけではなくて、その比率がどれくらいかわからないと、一般の国民の方にはわからないわけです。それが本当に少ないコストであれば、それは、調整ということでクリアにするためには第三者が入るのがいいということで、理解いただけるのではないかとこのように思っています。

○金本座長

実務をおやりいただくオブザーバーの方々からも、何か御意見があればお願いします。

○月山室長

本日、初めに制度の大枠に関して御報告いただきました。この制度につきましては、

国民全体が低炭素社会を目指すためのものであり、先ほどもお話がありましたけれど、国民生活や産業活動に、非常に大きな影響を及ぼすものであるかと思えます。この制度の導入に当たりましては、やはり国民一人一人の理解、協力が必要不可欠です。よって、制度全般、細かいところも含めまして、国の責任で十分な説明をよろしく願いたい。それがやはり、制度導入の大前提ではないかと、改めて思うところでございます。

費用負担の方法についても、低炭素社会を実現するという目的に照らしますと、広くエネルギー消費全般でこれを負担する制度とすべきというのが、私どもの基本的な考え方かと思っております。電気料金に上乗せする方式を基本とすると、今回の大枠として示されているわけですが、全量買取のプロジェクトチームの会合の中でも、有識者の方からは、国全体での負担というのが本来の姿であるとの御意見も散見されたと伺っております。そういうことを踏まえまして、同じく制度の大枠に記載された3～5年後の見直しのときには、国民全体で低炭素社会を実現するという観点から、先ほど申しあげましたような趣旨を、ぜひ織り込んでいただくよう、将来課題ということになりますが、ぜひお願いできればと思っております。

また、本日出していただいております地域間調整のお話ですが、こちらにつきましては、先ほど先生方からも御意見がありました。私ども、実務をしている人間といたしましても、やはりお客様、国民の方にわかりやすく、精算の流れを簡素化する、簡単にするということを考える意味でも、調整機関経由で精算する方法が、そういう観点からは非常に有効なやり方ではないかと思っております。調整機関の活用という、具体的な運用に際しましては、先ほどもありましたが、資金管理コストの最小化とか、ルールの制定や運用といったところで、やはりパブリックな、国の関与ということが、透明性の確保という意味では非常に重要なところと思っておりますので、どうかよろしくお願いできればと思っております。

最後になりますが、詳細設計に当たりましては、新制度導入に伴う、さまざまな影響や実務面への考慮を踏まえた、慎重な御検討を、改めてお願いしたいと思っております。どうか、よろしく願いいたします。

○金本座長

その他、いかがでしょうか。

○大橋委員

事務局のほうで、メリット・デメリットをきれいに論点整理していただいたおかげで、しゃべるきっかけをつかめず失礼しました。理論的というかスキームの美しさというのと、現実を踏まえたときに妥当な姿とが異なりうる点がなかなか悩ましいところだと思っています。二点申し上げます。

一つは買取費用の精算のところ、私も、理想的には同時回収が望ましいのだろうと思いますが、やはりトランジションのところ、かなりの金額が消費者の請求書にあらわれてきたときに、多分、パニックになる人が必ずいるのか、と。もちろんその周知徹底というのは非常に重要だと思うんですけど、これはなかなか難しい話で、例えば地デジでも、これだけ周知徹底していても、6月ごろに大パニックが起きるんじゃないかというような感じもするわけです。そういう意味で、非常に悩ましいのですが、スキームの姿としては、私も同時回収が望ましいと思います。その移行をいかにうまくやるかというのが、知恵の絞りどころというふうに思います。

他方、地域間調整についても、先ほど山内先生からもお話がありましたが、私も、スキームの美しさとか簡素化という観点からすると、調整機関が非常にいいというふうに思います。ある意味、手続き上、非常に煩雑ですと、いろんなミスも起こりやすいです。ただ、調整機関というのを一体どうするのかという、その姿が見えないと、なかなかこれも判断のしようがないのではないのでしょうか。例えば公益的な性格を持つ法人を新たにつくるのかとか、あるいは仮に既存の機関に委託をする場合に、その既存の機関が本来持つミッションと、いかにコンフリクトのない形でスキームを組むのかとか、そのあたりも当然、実際にはメリット・デメリットをアセスメントした上での判断ということになるのかと思います。そういうふうな性格を持つ機関の設立が非常に難しいのであれば、場合によっては、託送のスキームが現実的な案としては、セカンドベストだけれども望ましいというケースが出てきてもおかしくないのかなあとこのように思います。

○金本座長

では鈴木さん、どうぞ。

○鈴木部長

実務的にどうかというお話が座長からありましたので、若干、その辺について述べさせていただきます。回収のタイミングとして、今回、同時回収方式を入れるかどうかというところですけど、確かに、理論的あるいは制度的には、こういうことを考

えていただく必要性というのは、よく理解できるところでございます。ただ、先ほど来、先生方からもお話をいただいておりますけれども、いかにこれをお客様に御理解いただくかというところがポイントかと思っております。先ほどありましたように、一時的ではありますけれども、サーチャージが現行と2階建てになるということについて、御理解を得るための工夫をすることや、あるいは、ここで地域間調整なども入ってきて、プロセスとしては複雑になりますので、その辺をよくわかっていただくということが重要となりますが、なかなか手こずるのではないかという感覚を持っております。

この機会に、お客様の今の足元の状況を御披露させていただきたいと思っております。昨年来、太陽光の余剰買取制度ということで、エネ庁さんにおいても対応窓口をつくっていただいたり、配布用のリーフレットを個別に用意していただき、それを踏まえて私どもも、すべてのお客様に、全戸配布ということで、リーフレットの配布もやらせていただきましたし、パンフレットその他を活用して、様々な局面での御説明や、あるいはまた、契約時の御理解活動といったことを進めてきたわけですが、それでもなお、「リーフレットだけでは中身がよくわからない」とか、「まだまだ周知が足りないのではないか」とか、あるいはまた、「どうして我々が負担しなければならないのか？」というところも含めて、厳しい声をたくさんいただいているというのが現状でございます。

現行の負担がゼロの状態でもこうした状況であります。来年度から実際に負担が生じるという局面になりますので、これから、そういったお知らせや契約更改を進めていくことになるわけですが、今の足元の状況を見ますと、そのときには、いろいろ苦勞するのではないかと身構え、体制を整えようとしているところでございます。

今後、これに新しい制度が加わるということになる場合には、先ほどの回収方法の点にとどまらず、制度全般について、十分に御理解いただくための知恵と工夫が一層要るのかなと考えておりますので、国においても、ぜひ、改めて、その辺の対策を強化させていただきたいというのがお願いでございます。

例えば、先ほど、大橋先生から地デジのお話が出ましたが、私どものところにも、お客様から様々な声が寄せられている中で、国の政策としてやるのであれば、地デジのような、テレビを十分に活用したPRの仕方なんかもあるのではないかと。あるいは、自治体の広報誌などを活用するとか、工夫の余地がまだまだあるのではないかと

ような御意見も実際に来ております。ぜひ、そういったことも御参考にしていただき、国として取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

○遠藤部長

エネットの遠藤でございます。まず、回収のタイミングの件ですけれど、これについては資料4の5ページにも、上の文章の中で書いていただいておりますが、PPSの立場から言うと、やはり精算のタイミングを買取のタイミングと同じにさせていただくよう、お願いいたします。ですので、この案だけ見ると案の2（同時回収方式）ということになるかと思うんですけれども、これからいろいろ御議論があつて、仮に案の1（事後回収方式）になった場合でも、PPSについてはこの精算のタイミングが、買取のタイミングに合うような形で運用いただけるような仕組みをつくっていただければありがたいと思います。

それも、PPSというのは財務基盤が弱いということで御理解いただいているとは思いますが、基本的には一般電気事業者さんよりも高い値段で卸電源を買って、お客様にはできるだけ安い値段で売るということで、一般電気事業者さんと比べると利益率がやはり少なくなる体質にあり、聞くところによると、この精算額というのが年間で数億円ぐらいになるというようなお話も伺っていますので、そういったお金が当年度に入らないということになると、当然、経営を圧迫いたします。利益率が例えば1%、2%だと、やはりそういった負担が影響して赤字になる場合もありますので、そういう事情を御考慮いただいて、制度設計していただければと思います。これがまず一点でございます。

それから地域間調整の件ですけれども、メリット・デメリットということで、定性的な評価をしていただいているんですが、先ほど林先生のほうからもありましたけれども、費用とか人的な稼働といったものが本当にどのくらいになるのかということについて、やはりある程度、定量的な評価をしていただいたほうが、御判断もしやすいのではないかというふうに感じました。

それからもう一つは蛇足の話ですけれども、この地域間調整という考え方については、今回、多分、この業界の中で、こういった考え方が導入されるのは初めてではないかと思うんですけれど、私どもから見ると、これは大変意味の大きなことではないかというふうに思っています。それは国策として再生可能エネルギーの導入を推進したことによって、事業者間とか、ひいては需要者間で不公平が生じるというようなこ

とになるのを避けるために、こういった形で是正します、調整します、という考え方だと思えるんですけど、例えば原子力発電のように、国策として導入して、大きな国の支援のもとにつくられた電源に対して、PPSにも、そこからの電気を利用する道を開くということが、同じようなロジックで考えられるのではないかというふうに思っています。今回の議題ではないんですけども、当然そういったことも含めて、これから、制度の中で御検討いただきたいというふうに思っていますので、別の場になると思いますが、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○金本座長

最後の話はここで議論する話ではないので、お聞かせいただいたということにとどめたいと思ひます。そのほか、いかがでしょうか。私からどうこう言うことはないんですが、最初の、回収のタイミングについては、一つ、言われていない話があつて、現行どおり確定後にすると、最初の時点のダブルで徴収というのはないんですが、最後の時点で、なくなったんだけど払わなければいけないということが残るんですね。そこまで気づく人は少ないかもしれませんが、多分、後ろで残るほうが、金額が大きいので、気づけば怒る人は多いだろうという感じがござひます。その点についても少し頭に置いていただければというふうに思ひます。

あとは、これは要するに、需要家にとっては先払いか後払いかという話ですので、とりあえず、今、この場には需要家の方はいらっしゃいませんので、需要家の方の意見も聞く必要はあるのかなあ、と。いずれパブリックコメントをされるだろうと思ひますけれど、そういった場で御意見を伺つておいたほうがいいのかなあというふうに思ひます。

それから地域間調整についても、調整機関という名前がいいかどうかはわかりませんが、何かそういうクリアリングハウスをつくるというところが妥当な方向ではないかという御意見だと思ひます。ちょっと先回りしているんですが、こういうクリアリングハウスの機能として、入れたお金を再配分するという、そういうクリアリングハウスの機能と、加えて、信用リスクの管理というのがある、そこは大して大きなリスクではないんですが、コンセプト上には、ちょっと面倒くさい話になるかと思ひます。そういう信用リスクをどういうふうにとっていくかというか、その信用リスクの負担をどういうふうに、ここに参加している方々からとっていくかというふうな話になりますので、今後、うまい格好で処理できるように御検討をお願ひできれば

と思います。多分、電力取引所は、今、それをやっていて、既にそういうシステムがあるということだと思いますが、そういったことも同時に処理しなければいけないということだろうと思います。

私もちよっと、調整機関という名前で、だれが何を調整するのかと思って、よく見たら、利害関係者の調整というのは全くなくて、とりあえず入ってきたお金をルールに従って配分するという機能だけだという感じがいたしますので、基本的には非常にスリムなものでやっていけるのかなあという気はいたします。

それから最後のところは、私も今、聞いていて、その他のコストという最後のページがありますが、これは料金原価に算入しなければしょうがないだろうなあという結論自体はよろしいのですが、これは原価のどこに入るのだろうかと思って——発電原価に入るのでしょうか、何なんのでしょうか。多分、宙に浮いている原価だろうと思うんですが……。送電部門と発電部門との間の会計上のことは、最近、そんなに議論はしないんですが、基本的にかなり微妙な問題で、きちっと整理をしておいたほうがいいと思いますので、その辺も御検討をお願いいたします。

そのほか、何かございますか。

○城所委員

その他のコストの取り扱いの、2つ目の「○」ですけれど、これは、もう少しわかりやすく言っていただくと、どういうことなのか、事務局のほうから追加で説明していただきたいのですが。

○山下課長

電力事業の法人事業税が収入に対して課税をされてしまいますので、電気事業者にサーチャージの収入が入ったときに、その分まで、まず法人事業税がかかってしまうというのが一点でございます。それからもう一点は、調整機関があるかどうかは別にして、もう一度、お金のやりとりが生じてきますけれど、これについても法人事業税の対象になってしまう可能性があるということです。これはまだ、その、入ってきたもの自体をどういう扱いにするかということで変わってくるんですが、それが今、明確になっておりませんので、そのあたりを、税制上の措置をとるのか、それとも、そもそもそういうものを税制上の対象にしないという措置をとるのかというのは、まだわかりませんが、そういったことを検討していく、そういう課題が残っているということでございます。

○城所委員

そうすると、何もしないと、この制度を導入したがゆえに、電力会社さんへの課税がふえて、それが最終的にだれかに転嫁されて負担が増すという仕組みになってしまうんですね。

○山下課長

そういう可能性があるということです。

○城所委員

この制度を導入したがゆえに、我々の側の電力料金が高くなって、それが地方税に行くというのは、やはり変な話なので、その辺は何か考えるべきではないかと思いません。

○山内委員

ほかの事例はどうなっていますか。例えば電気通信におけるユニバーサルファンドの負担金部分とか、あるいは航空会社もサーチャージを入れていますけれど——まあ、あれはちょっと事業の性格が違いますけれど、ユニバーサルファンドなんかだと、割合、同じような性格かなあというふうに思うので、その辺との制度比較論というのはあるのかなあと思いますけれど。

○佐藤課長

電力会社に関しては収入金課税が一部適用されていて、それは、ほかにはガスと保険だけですので……。

○山内委員

ああ、電力だけですか。

○佐藤課長

はい。その点が、ほかとは違いますので。

○山内委員

そうですか、わかりました。そうすると違いますね。

○佐藤課長

もちろん調整機関のところは、先生がおっしゃったような概念があると思いますが、本体部分のところは、やはり収入金課税だから、その収入の部分がどうしても直接的というので、ちょっと、ほかの例は見当たらないというか、なかなか、そのままは適用しにくいような感じがいたします。

○山内委員

なるほど、わかりました。

○金本座長

よろしいですか。事業税の部分は、普通の法人所得税の計算と違っているというところで問題がある。法人所得税本体については、多分、そういう問題は発生しないはずですけど。そのほか、何かございますか。

よろしいでしょうか。まだ次回以降、議論していただかなければいけない問題が残っておりますので、今日、余計な時間を使うよりも、次回に向けてエネルギーを蓄えておいていただくということで。

では、今日はこれで一応、締めさせていただきますと思います。大体、皆様方の方向性は、両方とも案の2という感じで出ているかなあというふうに思います。それを踏まえて、今後、どうするかということについては、いろんな微妙な問題もあるようですので、そこは山下課長のほうからおっしゃっていただけますか。

○山下課長

本日いただきました御意見は、第1回でいただきましたものを含めまして、再度、お諮りするか、または取りまとめの案において反映させていただきたいというふうに思っています。

次回については、資料5にありますように、電気料金制度上の取り扱いに関する議論が残っている部分ということです。それからもう一つは、系統安定化対策費用の負担に対する考え方の整理について議論させていただきたいというふうに思っております。

なお次回、第3回の日時は10月7日の10時ということを予定しております。場所は経済産業省別館、こちらの建物の5階の526共用会議室ということでやらせていただければと思っています。詳細につきましては、また後日、御連絡させていただきます。

○金本座長

他に何もありませんでしたら、これで閉会とさせていただきます。どうもお忙しいところをありがとうございました。

問い合わせ先

資源エネルギー庁電力市場整備課

03-3501-1748

(丁)